

令和7年度 随意契約工事等一覧(少額随意契約を除く)

案件名	当初契約金額(円)	工期の始期	随契理由	担当課名	備考
	業者名	終期	根拠法令	問合せ先	
泉北水再生センターNo. 1 汚水調整池ポンプ盤修理工事	¥14,850,000	R7.5.23	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	メタウォーター株式会社	R8.2.27	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
泉北水再生センター2系反応槽水中攪拌機修理工事	¥29,700,000	R7.6.10	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	カナデビア株式会社	R8.2.27	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
大和川ポンプ場No. 1ほか汚水ポンプ修理工事	¥57,860,000	R7.7.24	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	クボタ環境エンジニアリング株式会社	R8.2.27	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
泉北水再生センター1系沈砂池機械設備修理工事	¥24,200,000	R7.8.8	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	株式会社前澤エンジニアリングサービス	R8.3.18	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
泉北水再生センター1系No. 5汚水ポンプ用電動機修理工事	¥11,000,000	R7.10.1	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	株式会社明電エンジニアリング	R8.3.18	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
三宝水再生センター放流ポンプ棟放流ポンプ修理工事	¥57,200,000	R8.1.19	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	クボタ環境エンジニアリング株式会社	R9.3.18	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
大和川ポンプ場No. 2雨水ポンプ長寿命化対策工事(2期)	¥418,000,000	R8.1.21	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	クボタ環境エンジニアリング株式会社	R8.9.30	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
大和川ポンプ場雨水ポンプ始動用直流電源装置更新工事	¥5,423,000	R8.3.2	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	古河電池株式会社	R8.3.18	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	